

▶ contents.

新型コロナウイルス感染症に対する挑戦

羽幌町長 駒井 久晃 ②

町民に信頼され、分かりやすい議会を目指して

羽幌町議会議長 森 淳 ③

令和2年分所得税・令和3年度住民税 確定申告は正しくお早めに！ ④

情報プラザ | 初心者歩くスキー講習会開催 ⑭





新型コロナウイルス感染症に対する挑戦

羽幌町長 駒井久晃

新年明けましておめでとうございます。令和3年の輝かしい新春を、ご家族皆様お揃いでお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃より町行政に対し多大なるご理解ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症が、人類を脅かすほどの規模で感染が拡大し、生活スタイルの見直しや社会・経済に甚大な影響を与えるなど、私たちの想像を大きく超える混乱となりました。お亡くなりなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、現在治療を受けられている皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、今もなお最前線でご尽力いただいている医療関係者の皆様に、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応といたしましては、国や北海道が示す対処方針等にあわせ、その時々の状況に応じて公共施設等の閉鎖や天売島・焼尻島への来島自粛の呼びかけなど感染拡大防止に努めてまいり

ました。併せて国や北海道の緊急経済対策事業の周知や、消費活性化クーポン事業などの町独自の経済対策支援事業に取り組んできたところでもあります。

感染症収束の見通しが立たない中、不安な気持ちでお過ごしになっていると思いますが、引き続き、国が提唱する「新しい生活様式」の実践、町民一人ひとりが「感染リスクを高めやすい場面」に注意し、三密の回避やマスクの着用、手洗い・うがいの励行、こまめな手指消毒など「感染しない、させない」ための予防策の徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。

感染拡大の影響により今後の展開は、未だ不透明な状況となっておりますが、今後も町内の経済状況等について緊張感をもって注視し、影響を受けた皆様に必要な対策を講じるなど、町として最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

感染症対応以外において昨年を振り返りますと、かねてから建設中でありました新武道場が、総合体育館に併設する形で4月にオープンいたしました。

また、長年の懸案だった福寿川護岸の改修工事も概ね完了し、河川施設の適正な維持管理及び長寿命化を期待しているところであります。

また、留萌地区4農協の合併につきましては、合併契約書の調印などの協議が調い、本年2月1日から「るもい農業協同組合」として新たな一歩を踏み出します。この合併を契機に、留萌地域の農業のさらなる振興・発展に期待をいたしているところであります。

防災分野では、新型コロナウイルス感染症が流行している状況下において、感染症対策を考慮した避難所開設運営訓練を実施したほか、災害時などの防災情報をより早く確実にお届けする仕組みの構築として、携帯電話通信網を活用した情報伝達システム整備に着手し、令和3年4月から本格運用いたします。今後こうした訓練や情報発信を通して、防災意識の高揚など防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、人口減少、少子高齢化の進展が依然として続いている中、本年は、町政の根幹である「第6次羽幌町総合

振興計画」が最終年度を迎えるわけですが、「第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、皆様のご意見を踏まえながら次期計画を策定しております。諸先輩の皆様が築き上げられた今の羽幌町を次代に引き継いでいくためにも、ふるさと羽幌の魅力を存分に生かした取組を推進するとともに、「自助・共助・公助」の連携による持続可能なまちづくりを目指してまいります。

さらに、本年は、私の2期目の任期の折り返しの年でもあります。皆様からの負託に応え、誠実・透明で公平・公正な信頼の高い町政運営を心掛け、一次産業の振興をはじめとした施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆様が力強いご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、「コロナ禍のなか先の見通しがつき辛い状況が続きますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



町民に信頼され、分かりやすい議会を目指して

羽幌町議会議長 森

淳

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新春を健やかに迎えることと心からお慶び申し上げます。また、日頃から議会活動に対する温かいご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みますと、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、日本でも1月16日に国内で初の感染者が確認されて以来、クルーズ船の乗員乗客を含みこれまで21万人以上の方が罹患され、3千人以上の方がお亡くなりになりました。現在も治療が続けられている方々の一刻も早いご回復と、治療にあたられている医療従事者の皆様に対し改めて敬意を表しますとともに、お亡くなりになった方々に対し、心からご冥福をお祈りいたします。

この新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止のため、国に先駆けて北海道が独自の緊急事態宣言を発表、更には、全国の小中高校が一斉に臨時休校になるほか不要不急の外出自粛、密閉・密集・密接のいわゆる三密

を避ける行動やマスク着用など生活スタイルの大きな変容も求められました。また、日本での開催が決定していた夏季オリンピックも延期になるなどスポーツ界を始め、各種業界と経済状況への影響も甚大なものとなり、改めて、その脅威を感じる一年となりました。

このような中、本町では、老朽化した武道館に替わる施設として総合体育館に併設する形で建設が進められていた新武道場が完成、ふるさと納税が農産物や水産物等の返礼品充実により制度開始以来初の1億円を突破、また、国内で唯一天売島において繁殖するオロロン鳥が過去20年で最多となる24羽の巣立ちが確認されたことなど、スポーツ振興やこれまでの取組みの成果が表れるなど、今後に期待が持てる明るい出来事もありました。

産業では、農業が農作物全般において平年並みからやや上回る収量となりましたが、漁業は前年に対し総漁獲量は増加したものの、漁価安な

どの影響で販売取扱高が減少しており、不漁傾向の魚種など懸念される状況もありますことから、本年は豊作・豊漁の希望が持てる年となるよう願っております。商工業では、新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた飲食業を中心に経済活動が停滞し厳しい情勢にありますことから、各産業の経営安定と景気向上に向けた取り組みを一層進めてまいります。

さて、議会では、新型コロナウイルスにより影響を受ける町民の皆様への支援等のための調査及び意見提案をすることを目的に、全議員で構成する「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」を設置し、これまでに飲食・旅館業等への支援金交付の提案を始め、様々な角度からの意見提案をしてまいりました。また、より多くの皆様の意見・要望等を把握するため、町内の全世帯を対象に「町民アンケート」を初めて実施し、多くの皆様からご回答を頂きました。ここに改めてお礼申し上げますとともに、

寄せられた貴重なご意見を町政に反映させるため、議員全員鋭意努力してまいります。

結びに、本年は議員任期の折り返しの年となります。山積する課題解決に向け、議会制民主主義の本旨に則り、公正・公平の立場で議会運営に努め、町民の皆様から信頼され、分かりやすい議会となるよう誠心誠意努力をいたす所存でありますので、今後においても一層のご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が、皆様にとって健康で喜びと幸せに満ちた一年でありますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和2年分所得税・令和3年度住民税

確定申告は正しくお早めに！

今年も申告の時期が近づいてきました。
所得税の確定申告書は2月15日～3月15日
までに留萌税務署へ提出してください。
羽幌町での受付は、次の日程です。

申告の日程 (※土曜・日曜、祝日は受付できません)

申告区分と受付会場	受付日	受付時間	
還付申告 役場1階 相談室	1月18日(月)～3月15日(月)	午前9時00分～午後5時00分	
申告相談	焼尻総合研修センター	1月25日(月)	午後1時00分～午後5時00分
		1月26日(火)	午前9時00分～午後5時00分
	天売総合研修センター	1月27日(水)	午後1時00分～午後5時00分
		1月28日(木)	午前9時00分～午後5時00分
	役場1階 相談室	2月15日(月)～3月15日(月)	午前9時00分～午後5時00分



- 1月25日(月)～29日(金)は離島地区申告相談のため、役場では受付できません。
- 新型コロナウイルス感染防止策のため、申告会場の定期的な換気や混雑時はロビーでお待ち頂く場合があります。来場の際は、温かい服装とマスクの着用にご協力ください。

申告をすると税金が還付される方(還付申告)

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)
※ 入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます。
- ▶ 健康保持増進の一定の取組を行い、特定医薬品等を1万2,000円以上購入した方
※ 従来の医療費控除との重複はできません。
- ▶ 控除対象となる寄付金が2,000円を超える方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得または増改築した方
※ 対象となる要件を満たしている必要があります。

次に該当する方は収入が無くても申告が必要です(収入がない旨の住民税の申告)

- 国民健康保険、介護保険(65歳以上)、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる世帯の方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

忘れずに申告するオロ！



申告に必要なもの

- ▶ 印鑑
- ▶ 「マイナンバーカード」
または「通知カードおよび免許証等の身分証明書」
- ▶ 通帳(口座情報がわかるもの) ※ 還付申告の場合
- ▶ ① 給与所得者 → 「源泉徴収票」
- ▶ ② 年金所得者 → 「源泉徴収票(ハガキ)」
- ▶ ③ 営業・不動産・農業・漁業所得者
→ 「収支内訳書(完成されたもの)」
→ 「必要経費を確認できる書類」



【各種控除を受ける場合に必要なもの】

- ① 医療費控除
→ 「医療費控除の明細書」
■ 領収書の添付は必要ありません。5年間保存してください。
■ 健康保険組合等からの「医療費のお知らせ」があれば、病院・治療者ごとの記入が省略できます。なお「医療費のお知らせ」がない場合は、病院・治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。(役場で様式をお渡ししています)
- ② 配偶者・扶養控除 → 配偶者、扶養者の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- ③ 社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等控除 → 「領収書」または「控除証明書」
- ④ 障害者控除 → 「障害者手帳」または「認定書」
障がい者本人や障がい者を扶養している方は税控除の対象となります。
- ⑤ 寄付金控除 → 「領収証」または「証明書」など

☎ お問い合わせ 留萌税務署 ☎ 0164-42-0661
財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)

財務課 税務係 からの お知らせ

税制改正に伴い、令和2年より次のとおり変わります。

給与所得控除の改正

- ◆ 給与所得控除が一律10万円引き下げとなります。
- ◆ 給与所得控除額の上限が195万円に引き下げとなります。また、給与所得控除額が適用される給与収入の上限額が850万円に引き下げとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円	収入金額×40%
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

公的年金控除の改正

- ◆ 公的年金等控除額が一律10万円引き下げとなります。
- ◆ 公的年金等控除額の上限が195万5千円となります。また、公的年金等以外の収入の所得金額が1,000万円超の場合、その所得の金額に応じて公的年金等控除額が段階的に減少します。

公的年金等受給者が65歳以上の場合				
公的年金等の収入金額 (A)	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	(A)×25% ＋27万5千円	(A)×25% ＋17万5千円	(A)×25% ＋7万5千円	(A)×25% ＋37万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15% ＋68万5千円	(A)×15% ＋58万5千円	(A)×15% ＋48万5千円	(A)×15% ＋78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5% ＋145万5千円	(A)×5% ＋135万5千円	(A)×5% ＋125万5千円	(A)×5% ＋155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

公的年金等受給者が65歳未満の場合				
公的年金等の収入金額 (A)	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	(A)×25% ＋27万5千円	(A)×25% ＋17万5千円	(A)×25% ＋7万5千円	(A)×25% ＋37万5千円
410万円超 770万円以下	(A)×15% ＋68万5千円	(A)×15% ＋58万5千円	(A)×15% ＋48万5千円	(A)×15% ＋78万5千円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5% ＋145万5千円	(A)×5% ＋135万5千円	(A)×5% ＋125万5千円	(A)×5% ＋155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円	

基礎控除の改正

- ◆ 基礎控除額が一律10万円引き上げられます。
- ◆ 合計所得金額が2400万円を超える納税義務者については、その額に応じて控除額が減少します。また、合計所得金額が2500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用ができなくなります。

合計所得金額	基礎控除	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたため、給与収入850万円超の納税義務者は増税となります。そのため給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている者に負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。

扶養親族等の所得金額要件の改正

扶養親族等の所得控除等の合計所得金額の要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

寡婦（寡夫）控除の見直し

① 未婚のひとり親にも寡婦（寡夫）控除を適用

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用することとなりました。

② 寡婦控除の見直し

①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、寡婦（女性）に寡夫（男性）と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円）以下）を設けることとなりました。

➡ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）

令和元年度一般会計歳入歳出決算

(単位:千円)

歳入	決算額	構成比(%)	対前年度増減額	増減率(%)
分担金及び負担金	230,694	76.8	△1,777	△0.8
(苫前町)	(66,910)	(29.0)	(△834)	(△1.2)
(羽幌町)	(124,898)	(54.1)	(△787)	(△0.6)
(初山別村)	(38,886)	(16.9)	(△156)	(△0.4)
使用料及び手数料	23,553	7.9	△1,734	△6.9
国庫支出金	17,427	5.8	17,427	皆増
財産収入	8,528	2.8	△8,498	△49.9
繰越金	19,118	6.4	215	1.1
諸収入	1,012	0.3	△456	△31.1
合 計	300,332	100.0	5,177	1.8

歳出	決算額	構成比(%)	対前年度増減額	増減率(%)
議会費	217	0.1	8	3.8
総務費	43,646	15.6	4,492	11.5
衛生費	217,599	77.7	14,526	7.2
公債費	18,642	6.6	△14,959	△44.5
予備費	0	0.0	0	0.0
合 計	284,104	100.0	4,067	1.5

羽幌町外2町村 衛生施設組合 財政状況

令和元年度の決算が監査委員の審査を経て、組合議会11月定例会で認定されました。歳入総額は300,332千円、歳出総額は280,104千円で差し引き20,228千円の決算となっています。

苫前町・羽幌町・初山別村の3町村で構成する羽幌町外2町村衛生施設組合では、条例に基づいて予算の執行状況等をお知らせしています。これは、組合の財政を知っていただき、組合運営へのご理解とご協力をお願いするものです。



令和2年度上半期 (R2.4.1~R2.9.30)

(単位:千円)

歳入	予算現額	構成比(%)	収入済額	執行率(%)
分担金及び負担金	242,993	43.6	113,000	46.5
(苫前町)	(70,378)	(29.0)	(32,736)	(29.0)
(羽幌町)	(132,149)	(54.4)	(61,461)	(54.4)
(初山別村)	(40,466)	(16.6)	(18,803)	(16.6)
使用料及び手数料	17,828	3.2	12,830	72.0
国庫支出金	15,807	2.8	0	0.0
財産収入	6,000	1.1	832	13.9
繰越金	100	0.0	20,228	20,228.0
諸収入	274,291	49.3	35	0.0
合 計	557,019	100.0	146,925	26.4

歳出	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率(%)
議会費	288	0.1	150	52.1
総務費	41,440	7.4	19,399	46.8
衛生費	486,848	87.4	59,127	12.1
公債費	18,443	3.3	9,248	50.1
予備費	10,000	1.8	0	0.0
合 計	557,019	100.0	87,924	15.8

お問い合わせ

羽幌町外2町村衛生施設組合

☎ 68-1001

組合の借金(組合債)

(単位:千円)

区分	現在高
火葬場施設	33,754
合 計	33,754

除排雪にご理解とご協力をお願いします

除排雪作業をスムーズに行うためには、町民みなさんのご理解とご協力が欠かせません。
一人ひとりがルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。



路上駐車はやめましょう

路上に車両があると、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、その箇所の除雪をすることができなくなり、近所の方にも迷惑がかかります。



道路への雪出しはやめましょう

道路への雪出しは、交通事故等の原因となり大変危険です。道路に雪を堆積し、車両の通行ができなくなるような雪出しはやめましょう。



歩道の除雪にご理解を

小型ロータリー除雪車が通れないような幅の狭い歩道については、除雪を行うことができません。沿線住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



川に雪を捨てないでください

河川への雪捨ては大変危険です。雪を捨てることで河川を塞ぎ、水が溢れるおそれがあります。



港に雪を捨てないでください

港に雪を捨てることにより海面が凍ってしまい、漁船や救急搬送船等が接岸できなくなるおそれがあります。



屋根からの落雪による事故を防止しましょう

屋根に積もった雪や氷が落ちて、下を歩いている人がケガをするなどの事故が起こっており、建物の管理者が損害賠償の責任を問われる例もあります。冬の通行を安全にし、事故を防ぐため屋根からの落雪等への対策をお願いします。



旧宮坂デパート沿いの歩道を通行規制しています

歩行者の安全を確保するため、町道側（南4条通）と道道側（上羽幌羽幌停車場線）の歩道の通行を引き続き規制しています。通行規制している区間の歩道の除雪も行っていないので、不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

➡除雪に関するお問い合わせ

■町道等

【市街・原野地区】

- ・羽幌町道路環境事業協同組合
（建設課詰所 ☎ 62-1285）
- ・羽幌町建設課
☎ 68-7005（課直通）

【天売地区】

- ・天売小型運輸(有)
☎ 01648-3-5116

【焼尻地区】

- ・焼尻小型(株)
☎ 01648-2-3560

■国道や道道

【国道（232号線）】

- ・北海道開発局留萌開発建設部
羽幌道路事務所 ☎ 62-2492

【道道】

- ・留萌振興局留萌建設管理部
羽幌出張所 ☎ 62-1256

歩行型除雪機による事故を防ごう！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業を行ってください。



安全装置が正しく起動しない状態では絶対に使用しないでください。また、デッドマンクラッチの無効化は絶対にしないでください。



除雪機を使用する際、特に後進時は足もとや周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用してください。



除雪機を使用する場合は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけないでください。また、不意に人が近づいた場合に、直ちに除雪機を停止できる状態で除雪を行きましょう。



投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し、オーガやブロワの回転が停止したことを確認してから、雪かき棒を使用して雪を取り除いてください。

➡お問い合わせ 除雪機安全協議会（一般社団法人 日本農業機械工業会内）

☎ 03-3433-0415

Web <http://www.jfmma.or.jp/jyoanky.html>





◇◇◇ 今月のおすすめ図書 ◇◇◇

冬の狩人

大沢 在昌 著/幻冬舎

3年前にH県で発生した未解決殺人事件。行方不明だった重要参考人が警視庁新宿署の刑事・佐江が護衛するなら出頭するというメールが届く。所轄違いで無頼の中年刑事をなぜ指名したのか？筋金入りのマル暴・佐江×愚直な新米デカ・川村。シリーズ屈指の異色タッグが炙りだす巨大地方企業の底知れぬ闇。



ふぶきのみちはふしぎのみち

種村 有希子 作/アリス館

ふぶきのあさ。「いち・にいもむし」「いち・にねずみ」おねえちゃんとこえをかけながらあるいていくと…。おおきなしろくまがあらわれた！びっくりして声も出ないみちるが、走ってにげようとする…



◇◇◇ 新着図書 <一部をご紹介します> ◇◇◇

一般書

銀の夜 角田 光代 著

ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人 東野 圭吾 著

オルタネート 加藤 シゲアキ 著

八月の銀の雪 伊与原 新 著

龍神の子どもたち 乾 ルカ 著

夫が倒れた！献身プレイが始まった 野田 敦子 著

ペルソナ 脳に潜む闇 中野 信子 著

児童書

なんでもレストラン 鈴木 まもる さく・え

オレ、ねたくないからねない マイク・ポルト え

かいけつゾロリきょうふのエイリアン 原 ゆたか さく・え

かいけつゾロリのまいにちおもしろクイズ1年分 土門 トキオ 作

ジャンプして、雪をつかめ！ おおぎやなぎ ちか 作

見た目レンタルショップ 化けの皮 石川 宏千花 著

美爆音！ぼくらの青春シンフォニー 習志野高校吹奏楽部の仲間たち
オザワ部長 著

図書室お休みのお知らせ

図書室内の点検・整理のため、臨時休館します。期間中は返却のみ受付しています。ご不便をおかけしますが、ご協力願います。

期 間：2月8日(月)～12日(金)

※2月13日(土)からは通常どおりの開館となります。

あざらしおはなし会



2月13日(土)午後2時00分から

絵本の読み聞かせをしています。紙芝居や楽しい遊びもありますよ。気軽にご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止の場合があります。

図書室カレンダー

○印は図書室がお休みの日です

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				14	15	16
17	○18	19	20	21	22	23
○24	○25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	○1	2	3	4	5	6
7	○8	○9	○10	○11	○12	13



外遊びと温泉が大好き、元気に成長してほしいです。



掲載希望の3才くらいまでのお子さんを募集中！詳しくはお問い合わせください。

地域振興課広報広聴係
☎ 0164-68-7013 (課直通)
✉ c-kouhou@town.haboro.lg.jp

もあ
能登 慕紅ちゃん(2才3カ月)
父 智行さん 母 優子さん



まちの出来事

from.
photoclip

12月 | DECEMBER



1 子育て支援センターで小苺・莓くらぶ「クリスマスツリー飾り」が行われ、12組の親子が参加しました。光るパネルシアターやあわてんぼうのサンタクロースの曲に合わせてダンスを楽しみました。(12/14)

3 中央公民館で子ども自然教室が行われ、23名の児童が参加し、高さ約4mもある模擬木にクリスマスの飾り付けを行いました。その後、各自好きなキャラクターやサンタクロースの形をしたクリスマスランタン作り体験を行いました。(12/5)

5 北海道交通安全推進委員会主催の「令和2年飲酒運転根絶！高校生メッセージコンクール」で羽幌高校1年の長尾歩華さんが北海道教育委員会教育長賞を受賞し、吉田校長より表彰状並びに記念品の伝達が行われました。(12/16)

2 株式会社 道北土木の高橋現場代理人が地域貢献活動で羽幌小学校並びに羽幌中学校用として、粒状塩化カルシウムなどを寄贈いただきました。(12/15)

4 北海道地方郵便局長会留萌地区会の長谷川増毛郵便局長、松田羽幌郵便局長らが羽幌町役場を訪れ、新型コロナウイルス感染の終息を願い、疫病を収めると伝えられている妖怪「アマビエ」のオリジナルフレーム切手が贈られました。(12/21)

6 オロロン農業協同組合の長谷川組合長が来庁され、上下2段の立派な鏡もちをいただきました。この鏡もちには鏡開きまでの間、役場1階ロビーに飾らせていただきます。毎年のご厚意に感謝申し上げます。(12/25)

まちの出来事はホームページの「フォトクリップ」コーナーでもご紹介しています。

けいさつミニ広報紙

ピッシリ山

文 = 竹本 裕一郎 (北大通交番)



謹賀新年

謹んで新春をお祝い申し上げます。
旧年中は大変お世話になりました。
今年も警察行政にご理解ご協力をお願いします。



令和3年1月
羽幌警察署・北大通交番 職員一同



冬道は情報収集と時間に余裕を持って運転を！

冬道は天候状況や積雪による交通渋滞が発生するなど到着するまでに時間がかかります。
事前に目的地までの情報を把握し時間に余裕を持って出発しましょう。



やめよう！違法駐車

違法駐車は除排雪の妨げになり、地域住民に迷惑をかけてます。
児童の飛び出しによる事故や救急車等の活動の妨げになる可能性もあるので違法駐車はやめましょう。

緊急通報は「110」番・相談電話は「#9110」番へ！

「110」番は、事件・事故等が発生した場合に、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。電話に出た警察官の質問に、あわてず落ち着いて正しく答えてください。また、警察官が早く現場に臨場できるように、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

一方、「#9110」番は、警察相談専用電話を意味しています。緊急の対応が必要としない警察業務に関する意見要望や相談は警察相談専用電話を使用してください。

【注意！】車で運転中の電話はやめましょう

車で走行中の場合、とぎれたり、運転中の電話は法令違反になりますので、必ず安全な場所に停車して通報してください。

☎お問い合わせ先

羽幌警察署 ☎ 62-1110 北大通交番 ☎ 62-1569

羽幌警察署HP <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/haboro-syo/>

新年あけましておめでとうございます。
広報はぼろならびに羽幌町ホームページでは、今年もまちの出来事やお知らせなどをみなさんにお届けしていきます。
さて、今月の情報プラザは確定申告に関する情報が多めです。ごゆっくりご覧ください。

☎ 0164-68-7013 (地域振興課直通)

✉ c-kouhou@town.haboro.lg.jp

🌐 <https://www.town.haboro.lg.jp/>

おしらせ



お忘れではありませんか？

令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額を2分の1またはゼロとする制度の申告書の提出期限が近づいています。原則、提出期限を過ぎた申告書の受付は出来ませんので、お早めに確認をお願いします。

- 対象者** ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人
・資本金または出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 軽減措置** 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高を前年の同期間と比較し、次の基準に応じて軽減します。

売上高の減少率	軽減の割合
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

申請方法 認定経営革新等支援機関等（北海道銀行、留萌信用金庫、オロロン農業協同組合、北るもい漁業協同組合、商工会、税理士）の認定を受けた後、町に申告する必要があります。

- 必要書類** ・課税標準の特例措置に関する申告書
・売上が減少したことを証明する帳簿等の写し
※ 令和2年中の売上が減少したことが分かる連続する3か月間の帳簿等、令和元年中の同期間の帳簿等
・事業用家屋及び事業占有割合を確認できる書類の写し
※ 固定資産課税明細書などの家屋の用途、面積等を確認できる書類

提出期限 2月1日（月）

お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）

『障害者控除対象者認定書』により 要介護認定者も税控除の対象になります

年齢が満65歳以上で介護保険要介護認定を受けており、一定の要件を満たす方は『障害者控除対象者認定書』により、所得税や住民税の申告（確定申告）時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

ただし、身体障害者手帳若しくは療育手帳などをお持ちの方は、その手帳を提示することで控除を受けられますので、認定証は必要ありません。詳しくはお問い合わせください。

基準日

令和2年12月31日現在（基準日以前に死亡している場合は死亡月日を基準日とします）

認定書の交付要件

次の項目のいずれかに該当する方となります。ただし、要介護認定を受けていない方、介護度が「要支援1・2」の方は対象外となります。

- 知的障害者（重度・中度・軽度）に準ずる方
- 身体障害者（1～6級）に準ずる方
- 寝たきり高齢者

申請の受付場所

役場総合受付窓口、天売・焼尻支所窓口、すこやか健康センター

申請に必要なもの

- 申請書（申請の受付場所にあります）
- 印鑑
- 介護保険被保険者証（青い被保険者証）

申請の受付

1月12日（火）から受付します

お問い合わせ

- ・障害者控除に関すること
財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）
- ・認定書に関すること
健康支援課介護保険係 ☎ 62-6020
※認定書の交付可否については、電話でお答えできません。ご了承願います。

🗨️ 令和2年度高齢者入浴サービスの利用期限は3月31日まで

令和2年度高齢者入浴サービスのはぼろ温泉サンセットクラブザ入浴無料券を町内在住の70歳以上の方（施設入所者は除く）に送付しています。今年度の有効期限は3月31日までとなっておりますので、無料券をお持ちの方は計画的にご利用下さい。

お問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004（課直通）

🗨️ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた受給者証等の更新についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年3月1日から令和3年2月末日の間に受給者証等の有効期間が満了する方に対して、期間を延長するように対応していましたが、令和3年3月以降に受給者証等の有効期間が満了する方については、通常通りの対応となっておりますので、有効期間内に申請されるようお願いいたします。なお、令和3年2月以前に期限がくる方へは下記のとおり対応を行っているのご確認ください。

対象の受給者証等

- (1) 自立支援医療（精神通院）受給者証
 - ・申請書・診断書の必要はありません
 - ・有効期間は1年間延長となります
 - ・受給者証に記載されている有効期間を訂正したい場合は、福祉課社会福祉係が手書きで対応します
- (2) 精神障害者保健福祉手帳
 - ・申請書が必要となります
 - ・診断書は有効期限から1年の猶予はありますが、1年以内に提出されない場合は失効します
 - ・有効期間は2年間延長となります
 - ・年金証書により申請をする場合は通常どおりとなります

お問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004（課直通）

🗨️ ナスバ NASVA(自動車事故対策機構)からのお知らせ

自動車事故対策機構(通称:NASVA(ナスバ))では、法律に基づき、自動車事故被害者のために次のことを実施しています。詳しくはお問い合わせください。

介護料支給のご案内

自動車（バイクを含む）事故による重度後遺障害（脳損・脊損）により介護を要する方へ、後遺障害の程度などに応じて月額36,500円から211,530円を支給します。

交通遺児友の会のご案内

自動車（バイクを含む）事故で保護者を亡くされた児童などを対象とした会費無料の友の会を運営し旅行会や絵画、書道、写真コンテストを実施しています。また、交通遺児に対する育成資金の無利子貸付を行っています。

お問い合わせ

自動車事故対策機構 旭川支所 ☎ 0166-40-0111

🗨️ 修学資金貸付制度について

将来、羽幌町内の医療機関や保育施設等で勤務していただける方に、修学資金の貸付をしています。詳しくはお問い合わせください。

助産師・看護師等修学資金貸付制度

貸付対象 学校もしくは養成所に在学中または入学が決定している方で、助産師または看護師の資格を取得し、卒業後羽幌町内の医療機関に勤務していただける方

貸付額 月額 50,000円以内 無利子（毎月交付）
貸付期間 6年以内
（学校または養成所の正規の修学年数の範囲内）

返還免除 羽幌町内の医療機関に勤務した期間が、修学資金の貸付を受けた期間に達した場合（全額免除）など

返 還 資格取得後、遅滞なく羽幌町内の医療機関に勤務しなかった場合や羽幌町内の医療機関に勤務したが、在職期間が修学資金の貸付を受けた期間に達しなかった場合、貸付の決定を取り消された場合は、貸付金を返還していただきます。返還する期間は、貸付を受けた期間が上限となります。

申請受付 随時受付しています。

申請・お問い合わせ すこやか健康センター内 健康支援課保健係 ☎ 62-6020

保育士等修学資金貸付制度

貸付対象 指定保育士養成施設に在学または入学が決定している方で、保育士等の資格を取得し、卒業後羽幌町内の保育施設等（認定こども園まき、羽幌藤幼稚園、天売ちびっこランド）に勤務しようとする方

貸付額 月額30,000円以内 無利子（毎月交付）
貸付期間 2年以内
（在学する養成施設の正規の修学期間内）

返還免除 養成学校を卒業後、羽幌町内の保育施設等に引き続き2年間以上勤務したときは、勤務した月数により免除を受けられ、5年間以上勤務すると全額免除となります。（勤務中は返還が猶予されます。）

返 還 養成施設を卒業後、町内の保育施設等に勤務しなかった場合、または、在職期間が5年未満の場合、貸付の決定を取り消された場合は、貸付した額の全部またはその一部を返還していただきます。

申請受付 随時受付しています。

申込・お問い合わせ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

🗨️ 手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができる定められています。（※宅配便やメール便では原則として信書の送付はできません。）

詳細については、
「総務省情報流通行政局郵政行政部」
<https://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>
「信書便制度周知リーフレット」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000676405.pdf
または、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
☎ 03-5253-5975
shinsyo_soudan@soumu.go.jp まで

お問い合わせ

総務省 北海道総合通信局 信書便監理官
☎ 011-709-2311（内線 4684）FAX 011-709-2481
sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp

🗨️ 留萌税務署からのお知らせ

◆ オンラインを活用して感染防止

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送で提出することができます。感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

◆ スマホでe-Tax

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方や、事前に税務署で専用のID・パスワードを取得している方は、スマートフォンでe-Tax（電子申告）をご利用いただけますので、是非ご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

◆ マイナポータル連携が始まりました

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税及び復興特別所得税の確定申告書への自動入力が可能になりました。ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。まだ取得されていない方は、お早めに申請してください。詳しくは、国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご覧ください。

🗨️ 償却資産の申告を受け付けています

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために所有している機械や器具・備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

毎年1月1日現在で償却資産を所有している方は、地方税法の規定に基づきその状況を申告しなければなりません。昨年対象となった方には文書でお知らせしていますので、期限までに申告してください。

文書でのお知らせがなくても、償却資産を所有している場合は必ず申告してください。

申告が必要な場合

- ・令和3年1月1日現在で償却資産を所有している（減価償却額又は減価償却費として申告する資産等が対象）
- ・昨年まで償却資産を所有していたが、廃業などにより資産を譲渡または廃棄した
※詳しくはお問い合わせください。

申告期限 2月1日（月）

申告受付・お問い合わせ

財務課税務係 ☎ 68-7002（係直通）

◆ 国税はキャッシュレス納付をご利用ください

国税の納付には様々な方法がありますが、中でも、次のキャッシュレス納付は、簡単・便利です。是非、ご利用ください。キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に向向くことなく、自宅や事務所でも納付ができます。

・ 振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続してご利用が可能です。

・ クレジットカード納付

パソコン・スマホ等から、「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>) にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

・ その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。詳しくは、「国税庁ホームページ」(<https://www.nta.go.jp>) をご確認ください。 ※ QRコードは鞆デンソーウェアの登録商標です。

お問い合わせ 留萌税務署 ☎ 0164-42-0661

相談



2月の定例相談

▶年金相談

年金の加入状況の確認、納付書や年金手帳の再発行依頼など年金に係る相談を受け付けています。

相談には予約が必要です

希望される方は、相談日の一週間前までにご予約ください。(定員になり次第、締め切ることがあります)

日時 2月10日(水) 午前10時00分～午後4時00分
※新型コロナウイルス感染症の状況により延期または中止の場合があります

会場 役場4階 大会議室

予約・お問い合わせ

日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211

▶行政相談

行政に関することでわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日時 2月10日(水) 午後1時30分～午後3時30分
※新型コロナウイルス感染症の状況により延期または中止の場合があります

会場 役場1階 記者室

お問い合わせ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003(課直通)

障がいに関する相談

年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無は問いません。無料で相談できますので気軽にご利用ください。

毎週水曜日 午前9時00分～午後5時00分(祝日除く)

会場 スタジオ囲炉裏(羽幌町寿町2番地の5)

連絡・お問い合わせ NPO法人 ウェルアナザーデザイン
☎ 0164-56-1662/080-5723-9264(携帯電話)

全国一斉生活保護110番を開設します

多くの不安を抱える生活困窮者や生活保護受給者の声に応えるため、下記日時に『全国一斉生活保護110番』を開設します。事前予約は不要で無料で相談できます。なお、相談内容の秘密は厳守されます。

全国一斉生活保護110番

☎ 0120-052-088(当日のみの専用電話番号です)

開設日時 1月24日(日)午前10時00分～午後4時00分

お問い合わせ

釧路青年司法書士協議会 ☎ 0155-27-3113

スキー各種検定会開催

北海道スキー連盟公認の各種検定会を開催します。詳細はお問い合わせください。

◇ジュニアテスト

期日 1月23日(土)・2月13日(土)
受付 正午から午後0時15分(スキー場ロッジ内)
場所 町民スキー場「びゅー」

◇級別テスト

期日 2月21日(日)
受付 午前10時00分から午前10時15分(スキー場ロッジ内)
場所 町民スキー場「びゅー」



お問い合わせ

羽幌スキー連盟事務局 佐々木 ☎ 68-7013(役場内)

羽幌町奨学資金貸付希望者の募集について

優秀な資質をもっているながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、修学に必要な資金の一部を貸付します。詳しくは下記までお問い合わせください。

貸付対象 ① 大学、短大、高等専門学校(4年制以上)、専門学生(専修学校の専門課程)
※**予定者を含む**

- ② 学資を主として支弁する方が羽幌町に2年以上住所を有すること
- ③ 学習活動その他生活の全般を通じ、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること
- ④ 経済的な理由により修学が困難な方

貸付額 月額20,000円(無利子)
貸付期間 貸付決定月から最短修業年限の終月まで
償還 卒業から6ヶ月以内に償還を開始
※最低償還月額は8,000円
※償還方法には1年払い、半年払い、月払いがあり選択可能

募集期間 2月19日(金)まで

募集人数 若干名

申請書類 奨学資金貸付申請書、奨学生推薦書、成績証明書、令和2年分の所得証明書または源泉徴収票(親権者及び連帯保証人2名)、住民票の写し

申込・お問い合わせ 学校管理課総務係 ☎ 68-7010(課直通)



イベント・行事



❗冬期イベントの中止について

1月下旬に予定しておりました羽幌町民スキー場「びゅーまつり」並びに2月下旬に予定しておりました「おろろんウィンターフェスティバル」は、依然として新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないため中止することとしました。

当イベントを楽しみにされていた方々におかれましては、今回の決定を何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

■ **羽幌町民スキー場「びゅーまつり」**
中央公民館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-1178
町民スキー場「びゅー」 ☎ 62-6800

■ **おろろんウィンターフェスティバル**
中央公民館内
おろろんウィンターフェスティバル実行委員会 ☎ 62-5880

募集



❗初心者歩くスキー講習会開催

初心者歩くスキー教室を開催します。運動不足を解消し、健康で明るい冬をおくりましょう。

期日 1月23日(土)・30日(土)【計2回】
時間 午後2時00分から
場所 町民スキー場「びゅー」
(歩くスキーコース)

講師 羽幌歩くスキー愛好会指導員

参加費 無料

申込 1月22日(金)までに、下記へご連絡ください。
その他 ・用具(スキー・ストック・靴等)が必要な方は、数に限りはありますが貸出致します。
・往復の移動は各自でお願いします。

申込・お問い合わせ

中央公民館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-1178

❗冬期間のごみ収集にご理解とご協力を

冬期間にごみを出す際は、次の点にご注意ください。ご迷惑をおかけしますが、作業の安全のためにご理解とご協力をお願いします。

- ・ごみ収集の妨げにならないようゴミステーション周りの除雪をお願いします。
- ・ごみは、収集日の朝8時までに出すようお願いします。
- ・道路状況により収集時間が遅れる場合があります。
- ・大雪や吹雪など悪天候の際は、予告なくごみ収集を中止させていただくことがあります。その場合は、次回の収集日にごみを出すようご協力ください。

フェイスシールドやマウスシールドの捨て方

新型コロナウイルス感染症対策のため、プラマークの有無にかかわらず、一般ごみとして出すようお願いします。

ごみの不法投棄(ポイ捨て)は犯罪です

家庭ごみや事業活動で出るごみ(産業廃棄物)を適正に処理せず、みだりに道路や空き地(自分が所有している土地を含む)に捨てることは不法投棄であり犯罪です。また、空き缶やガムの包み紙、たばこの吸い殻などのポイ捨ても不法投棄になります。

町では、関係機関と連携し、啓発看板の設置や巡回パトロールを実施していますが、不法投棄を未然に防ぐには町民のみなさんの協力が不可欠です。「不法投棄をしない・させない」環境づくりにご協力をお願いします。



お問い合わせ 町民課環境衛生係 ☎ 68-7003(課直通)

❗羽幌町民スキー場食堂「ゆきんこ」は今年度営業中止となります

羽幌町民スキー場食堂「ゆきんこ」は、依然として新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないため、今年度の営業を中止することとしました。

当食堂を利用されていた方々におかれましては、今回の決定を何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

中央公民館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-1178



Dr. 佐々尾の健康カルテ

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。今年は帰省を自粛するように要請されておりましたので、寂しい年末年始だったかと思ひます。おそらく忘年会や新年会もなかった方がほとんどでしょう。生活習慣病を抱えている方は、外来で「年明け来るのはいやだな～」とお話になります。年末年始にイベントが重なることがわかっているからでしょう…。例年数字が悪いと言われるので。

実は、その数字の1つ、糖尿病の治療の指標であるHbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）は、季節変動があることが知られており、とくに1月から4月にかけてピークになるとの報告があります。羽幌病院のデータを調べてみると、たしかにその通りの結果で、夏と冬では0.5%近い差があります（従来の報告では0.2～0.3%で、地域差はないと報告されていますが、羽幌は大きいようです）。従来治療中の場合は7%未満にする数値ですが、夏は良くても冬はそれを越えてしまうので、夏でギリギリの方は要注意です。その数字が上昇するにはいくつか理由があるとされています。年末年始の食べ過ぎも1つの要因ではあるようですが、冬期間は外出機会が減ることによって運動不足になること、体重が増加することが挙げられています。外出しようにも、まだまだ新型コロナウイルス流行で制限された生活が続きますが、3密の場を避けること、手洗い・手指消毒の徹底、マスク着用など咳エチケットの遵守をいただければ十分対策できています（いつも同じ言葉を繰り返すだけと言われますが）。わかりやすく言えば、「家族以外と近い距離で15分以上続けて一緒にならない」と思っていれば大丈夫です。空いている時間の買い物、個人や家族での飲食店の短時間の利用はリスクは少ないと考えられます。ちょっと外でお散歩するくらいなら、他人と話をしなければマスクなしでも構いません。ぜひ積極的に外へ出てください。

ただし、血圧も冬に上昇することが知られており、夏は汗をかくなどして水分が体から抜けることで低くなること、寒いことで血管が収縮すること、体温維持のための血圧を上げる傾向にあるためです。そのため、冬は心臓や血管の病気が増えるのですが、外出する際には、気温差が少なくなるように、きちんと防寒具を着込んでから外へ出るようにしましょう。

（北海道立羽幌病院 副院長 佐々尾 航 医師）

2月の急病診療当番医

道立羽幌病院については土・日曜日および祝日を含め、救急診療を行っています。

21日(日) 加藤病院(羽幌町)
☎ 62-1005



2月の保健・子育てカレンダー

町内の保健事業や子育て教室の日程です。

日程	事業	受付・実施時間	会場
1日(月)	苺くらぶ★	午前 9:30～	健康センター
3日(水)	小苺くらぶ★	午前 9:30～	健康センター
4日(木)	乳児健診*	午後 1:00～	健康センター
8日(月)	小苺・苺くらぶ★	午前 9:30～	健康センター
10日(水)	こっこくらぶ★	午前 9:30～	健康センター
12日(金)	午前の自由開放★	午前 9:30～	健康センター
24日(水)	こっこくらぶ★	午前 9:30～	健康センター
25日(木)	3歳児健診*	午後 0:30～	健康センター
毎週	うさこちゃん	午前 9:30～	健康センター
火・金	遊びの広場★		
毎週木	あいあいサークル★	午前 9:30～	健康センター

お問い合わせ すこやか健康センター内
★子育て支援センター ☎ 62-1656
*健康支援課保健係 ☎ 62-6020

「ごごうさ」開放中です! (午後1時00分～午後4時00分)

小学校入学前のお子さんと保護者を対象に、すこやか健康センター内で保育士を常駐させて遊び場を開放しています。育児相談なども随時行っていますので、ぜひご利用ください。

〈お知らせ〉

「ごごうさに行きたいけど、小学生の兄姉がいるから行けない!」という方、乳幼児の弟妹が利用している場合は、一緒に小学生も入室可能です。※ただし、保護者の同伴が必要です。

健康



北海道立羽幌病院からのお知らせ【令和3年2月分外来診療体制】

		月	火	水	木	金	応援医師等	受付時間
午前	予約優先	○	○	○		○	◎は消化器 佐々尾医師 ◎は呼吸器 ◎は禁煙外来 重原医師(*5日・19日完全予約) (第4水曜日 24日は休診)	8:00～11:00
	予約制	○	○	○	○	○	◎は循環器(*第4水曜日 24日) 留萌市立病院 高橋医師	※完全予約制
	予約外	○	○	○	○	○	砂川市立病院 木村医師(25日) ※変更となる場合もあります	8:00～11:00
午後	予約制	○					引野医師(1日) 穴口医師(5日・19日) 八島医師(10日・18日・24日)	※予約制
	予約優先	○	○				フレイル外来 内科(呼吸器・禁煙外来) ◎は呼吸器 ◎は禁煙外来 重原医師(*5日・19日)	※完全予約制
午後	予約制		○				渡部医師(9日) 穴口医師(4日・18日) 八島医師(25日) 覚田医師(12日・26日)	※完全予約制
	予約優先	○	○		○		(1日・2日・4日・8日・9日・15日・16日・18日・22日・25日)	13:30～15:00 (4日・9日・18日・25日は内科のみ)
	予約制		○				旭川医大医師(日程未定) ※変更となる場合もあります	8:00～11:00 13:00～15:00
小児科		○	○	○	○	○	旭川医大医師(日程未定) ※変更となる場合もあります	8:00～11:00 13:00～15:00
婦人科(毎週火曜日)			○				金野医師(2日・9日・16日)	8:00～11:00 13:30～15:00
眼科(毎週火曜日及び第1・3水曜日)			○	○	*		旭川医大医師 (2日・3日・9日・16日・17日) ※変更となる場合もあります	※全日完全予約制 (*3日・17日は予約検査のみ)
泌尿器科(毎週木曜日)					○		札幌医大医師 (4日・18日・25日)	8:00～10:30
耳鼻咽喉科(第1・3水曜日)				○			札幌医大医師(3日・17日)	※完全予約制
皮膚科(毎週金曜日)						○	札幌医大医師 (5日・12日・19日・26日)	8:00～11:00
巡回診療	中央老人寿の家：第1木曜日(4日) / 上築集会所：第1金曜日(5日)							※予約制
人間ドック・特定健診	人間ドック：毎週水曜日 特定健診及び生活習慣病健診：月～木曜日							

注) 外科と整形外科の外来は、午前は緊急性のある方のみ受付となり、定期受診や関節注射は午後となります。

注) 診察時間を短縮したり、診察待ち時間が長くなることがあります。

***砂川市立病院木村医師の総合診療は、希望された方全てへの診療はできない場合があります。**

***令和2年11月19日から当面の間、次の診療科の新規患者の受け入れを休止しています。
【出張専門医の整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、皮膚科、泌尿器科】**



2020年 羽幌町10大ニュース



2020年いろいろな出来事がありました。今年はどうな年になるのでしょうか？

第2期羽幌町子ども・子育て支援事業計画策定

～本町を担う子ども達のため、社会全体が協力して子育てを支援

羽幌小学校が「子供の読書活動優秀実践校」として文部科学大臣表彰を受賞

～読み聞かせ、朝読書など日頃の実践が実を結ぶ

新 武道場開所

～羽幌町総合体育館に併設した形で新設され

利用者からは歓喜の声が

福 寿川護岸改修工事着工

～河川施設の適正な維持管理及び長寿命化を図る

第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定

～人口減少対策のための施策を位置づけ

魅力的なまちづくりに取り組む

留 萌地区4 J A 合併契約調印式開催

～令和3年2月1日・るもい農業協同組合（JAるもい）発足へ

オ ロロン鳥24羽が巣立ち

～過去20年で最多となるオロロン鳥24羽の巣立ちを確認

羽幌警察署焼尻駐在所新築開所

～焼尻島の治安維持と町民の安心安全のよりどころに期待

ふるさと納税（令和元年度分）が1億円の大台突破

～農産物や水産物等の返礼品充実により

制度開始以来初の1億円突破

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行で

町内にも影響

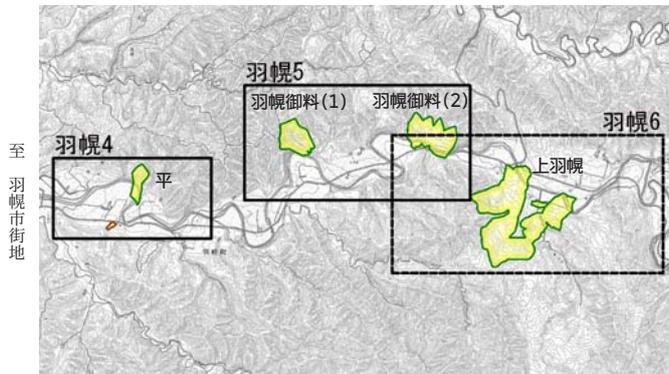
～行事やイベントが軒並み中止、一部の施設は閉鎖や開設を断念

町内の一部地域が新たに土砂災害警戒区域に指定されました

「がけ崩れ、土石流、地すべり」の土砂災害から生命を守るため、土砂災害防止法に基づき、次の区域が新たに土砂災害警戒区域に指定されました。

指定区域名	所在	自然現象の種類	指定月日
5-45-311 羽幌御料（1）	羽幌町字上羽幌、字朝日	地すべり	令和2年12月8日
5-46-312 羽幌御料（2）	羽幌町字上羽幌	地すべり	令和2年12月8日
5-48-314 上羽幌	羽幌町字上羽幌	地すべり	令和2年12月8日
5-44-310 平	羽幌町字平、字朝日	地すべり	令和2年12月8日

※ 指定区域周辺にお住まい又は土地を所有されている方には、別途、個別に周知しています。



※ 指定区域の詳細な図面等は、町ホームページ、役場総務課及び留萌振興局（留萌建設管理部）で確認ができます。

お問い合わせ 総務課総務係 ☎ 62-1211

町内における土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

27カ所（うち天売6カ所、焼尻9カ所）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、災害情報の伝達や円滑な避難誘導等、警戒避難体制の整備を図る区域のことをいいます。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

13カ所（うち天売3カ所、焼尻5カ所）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転勧告などの対策を行う区域のことをいいます。

